

札幌東定時制部活動ガイドライン

生徒指導部

1 活動日時と活動時間

- (1) 活動は、平日の放課後・長期休業期間を原則とします。
- (2) 活動時間は、次のとおりとします。
放課後 21:20～21:55 後片付けを終了し、22:00下校
長期休業期間 19:00～20:30 を原則とする。
大会前 必要に応じて時間の延長が認められる場合もあるが、大会前の4校時
 特別欠席を利用して活動する。
- (3) 学期中は、週休日(土曜日・日曜日)を休養日として設定します。
- (4) 定期考査一週間前は、部活動は実施せずに学習時間を確保します。
- (5) 長期休業期間は、一定の期間を「オフシーズン」とします。
- (6) 年間を通じて、「73日」以上の休養日を確保します。

2 指導体制

顧問が指導・監督できない場合は活動できません。また、OB・その他外部の者が顧問に代って部活動を指導し活動することもできません。

3 外部からの参加者について

顧問による技術指導が困難な運動部について、下記6（詳細）に記載された条件においてのみ、参加を認められる場合があります。

4 練習試合等

事前（1週間前）に手続きし、校長の許可が必要です。

5 外部参加者について（詳細）

- (1) OB・その他外部の者については、部活動は本校現役生徒のためのもので、補助的な役割以上で参加・活動することはできません。
- (2) 参加を希望する場合は事前に、学校の許可を得なければなりません。
- (3) OB・その他外部の者が参加を希望する場合も、毎日・定期的な参加は認めません。練習試合など、あくまでも必要に応じて臨時に参加するものとします。
- (4) 認められ参加した者は活動上知り得た内容（生徒情報や生徒指導事項）などを漏らさないようにしてください。また、その参加活動を退いた後も同様です。
- (5) 部活動に参加するOB・その他外部の参加者が本校生徒とトラブルを起こしたり、男女交際などに至った場合については以後、出入り禁止とします。
- (6) 校舎内・敷地内（駐車場を含む）は禁煙です。
- (7) 車などに生徒を同乗させることは厳禁です。
- (8) 指導費・交通費等については支給されません。
- (9) 学校が外部の参加者について保険の加入は行いません。活動中・移動中の怪我等は補償されませんので、十分注意して下さい。
- (10) 来校時、事務室で受付し入校カードを付け、2F定時制職員室に立ち寄ってください。あらかじめ活動時間を把握して来校して下さい。